



アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<https://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

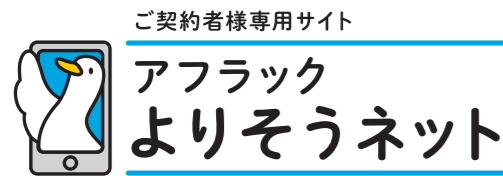
アフラック  
コールセンター

通話料  
無料

**0120-5555-95**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、  
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト

アフラック  
よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、  
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホはこちらから



《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「こども保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは  
(募集代理店)

- 本冊子に記載の保障内容などは、2025年9月現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル  
URL <https://www.aflac.co.jp/>

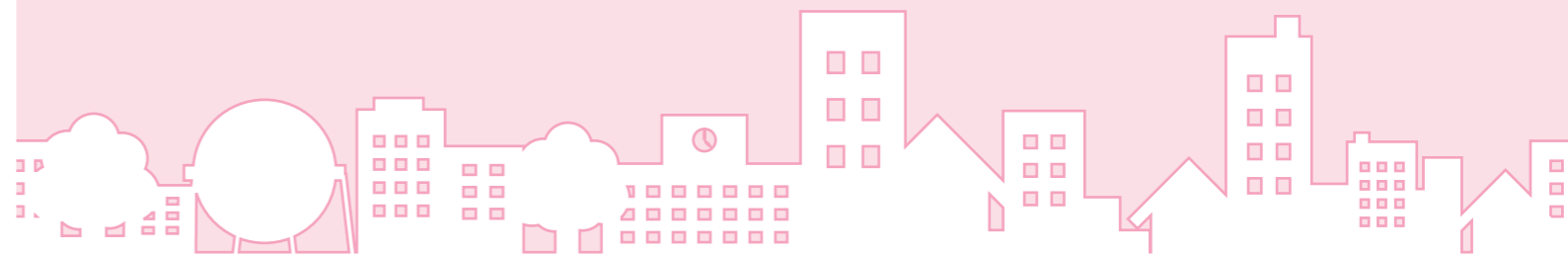
アフラックは代理店制度を採用しています。  
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。  
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

# お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。  
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



**本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。**

## 本冊子

### 契約概要

P.01~08

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに一時金・年金などが支払われるの?
- 保険料払込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

### 注意喚起情報

P.09~17

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 一時金・年金を請求するときは?





など

### その他重要事項

P.19~21

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

## ご契約のしおり・約款

### ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

### 約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

# 契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。  
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## もくじ

### 特長・しくみ

- 01 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」の特長 …… 02
- 02 契約内容(保険料払込期間など) …… 03

### 給付金・保険金など

- 03 一時金・年金などのお支払い …… 04
- 04 契約者配当金・解約払戻金 …… 05

### 保険料

- 05 保険料の払込方法 …… 06
- 06 保険料払込みの流れ …… 06
- 07 保険料に関する留意事項 …… 07

### ご契約のお引受け

- 08 お引受けの条件 …… 08

## 01 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」の特長

特長  
1

### お子さまの教育資金を計画的に確保できます。

高校入学の際に「学資一時金」を、大学入学時から4年間「学資年金」をお支払いします。また、お子さまの大学入学前にお受取りいただけるよう学資年金支払開始年齢を契約時にお選びいただけます。

特長  
2

### 保険料払込期間をお選びいただけます。

保険料払込期間を「17歳払済」「18歳払済」「10歳払済」からお選びいただけます。

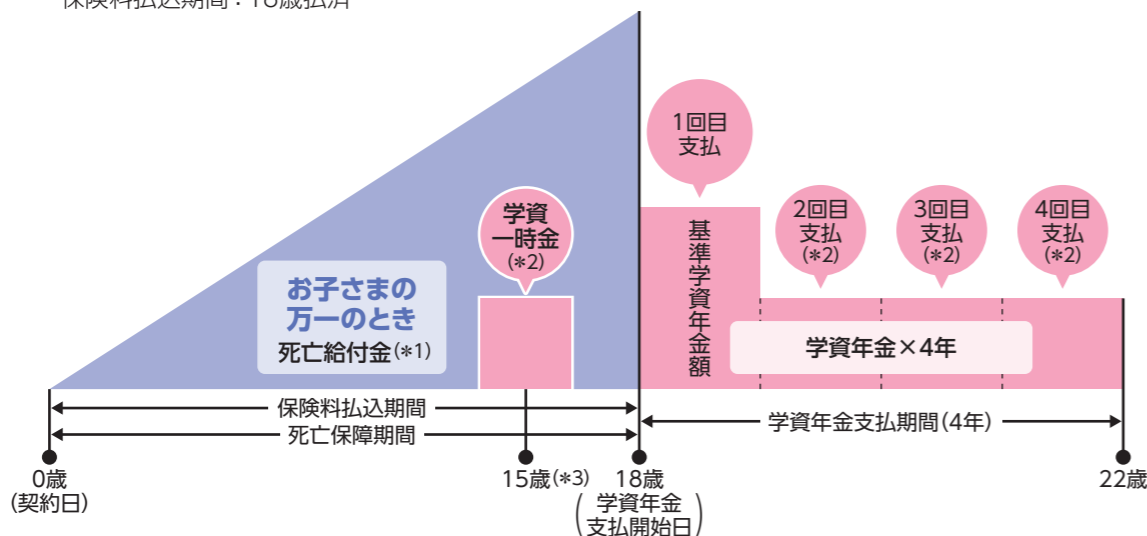
特長  
3

### ニーズに合わせて特則を付加できます。

お子さまの出生予定日の140日前からご契約のお申込みができる「出生前加入特則」や、契約者が万一のときに保険料が払込免除となる「保険料払込免除特則」を付加することができます。

### 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」しくみ図

〈例〉契約日における被保険者(お子さま)の年齢：0歳  
学資年金支払開始年齢：18歳  
保険料払込期間：18歳払済



(※1) 既払込保険料相当額をお支払いします。  
(※2) 基準学資年金額の50%をお支払いします。  
(※3) 学資一時金は、被保険者(お子さま)が満14歳10か月を迎えた日の後の2月1日以降にお支払いします。

## 02 契約内容(保険料払込期間など)

「アフラックの夢みるこどもの学資保険」の正式名称は、「こども保険(2009)」です。

### 保険料払込免除特則付

学資年金支払開始年齢	死亡保障期間	保険料払込期間	被保険者契約年齢	契約者契約年齢	
				男性	女性
17歳	17歳まで	17歳払済	0歳～満7歳	満18歳～満50歳	満16歳～満50歳
		10歳払済	0歳～満5歳		
18歳	18歳まで	18歳払済	0歳～満7歳		
		10歳払済	0歳～満5歳		

### 保険料払込免除特則なし

学資年金支払開始年齢	死亡保障期間	保険料払込期間	被保険者契約年齢	契約者契約年齢	
				男性	女性
17歳	17歳まで	17歳払済	0歳～満3歳	契約年齢に制限はありません	
		10歳払済	0歳～満5歳		
18歳	18歳まで	18歳払済	0歳～満3歳		
		10歳払済	0歳～満5歳		

- 「学資年金支払開始年齢」は、契約後に変更することができません。
- 「保険料払込期間」は、被保険者(お子さま)が払済年齢の誕生日を迎えた後に到来する年単位の契約応当日(用語)の前日までとなります。

### ■「保険料払込免除特則」について

契約者に万一のことがあった場合(死亡・高度障害状態・身体障害状態など)は、以後の保険料のお払込みが不要になります。学資一時金や学資年金は、ご契約のとおりにお支払いします。  
▶詳しくは [しおり](#)「保険料払込免除特則」について をご確認ください。

### ■「出生前加入特則」について

お子さまの出生予定日の140日前から、ご契約のお申込みができます。  
▶詳しくは [しおり](#)「出生前加入特則」について をご確認ください。

### ■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

「保険料払込免除特則」を付加した場合で、契約者自身が保険料払込免除を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が契約者に代わって請求できます。  
▶詳しくは [しおり](#)「指定代理請求特約」について をご確認ください。

### ■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせず、当社の定める日から保障を開始します。  
▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.13](#) をご確認ください。

### 用語

- 「契約応当日」とは  
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

## 03 一時金・年金などのお支払い

▶▶ 参照 [しおり](#) [「夢みることもの学資保険」について](#)

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。「契約概要」に記載の支払事由などは、概要を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

一時金・年金など	支払事由	支払額
学資一時金	被保険者(お子さま)が満14歳10か月を迎えた日の後の2月1日に生存しているとき <sup>(※1)</sup>	基準学資年金額の50%
学資年金	被保険者(お子さま)がそれぞれの学資年金支払日に生存しているとき	第1回学資年金：基準学資年金額 第2～4回学資年金：基準学資年金額の50%
死亡給付金	被保険者(お子さま)が死亡保障期間中に死亡したとき	既払込保険料相当額

(※1)学資一時金は、所定の利率による利息をつけて自動的に据え置きます。所定の利率について詳しくは、当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。

### 学資年金の支払時期

第1回学資年金は、お子さまの誕生日ではなく、お子さまが「17歳または18歳(契約時にお選びいただく学資年金支払開始年齢)になった後に迎える最初の年単位の契約応当日」以降にお支払いします。そのため、**学資年金支払開始年齢「18歳」の場合、お子さまの大学入学などに間に合わないことがあります。**

#### 学資年金支払開始年齢「18歳」の場合の支払時期の目安

①お子さまの誕生日と②契約月(契約日の属する月)の交差する箇所が、第1回学資年金をお支払いする時期の目安となります(「出生前加入特則」を付加した場合は異なります)。

※学資年金支払開始年齢「17歳」をお選びいただいた場合は、下記より支払時期が1年早くなります。

(下記説明は小学校から大学までの6・3・3・4制に基づいて表示しています)

		② 契約月(契約日の属する月)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① お子さまの誕生日	4月 生まれ <sup>(※2)</sup>	4月	高校3年 5月	高校3年 6月									
	5月 生まれ		5月	高校3年 6月	高校3年 7月	高校3年 8月							
	6月 生まれ			6月		高校3年 8月	高校3年 9月	高校3年 10月	高校3年 11月	高校3年 12月	高校3年 1月		
	7月 生まれ				7月								
	8月 生まれ					8月							
	9月 生まれ						9月					高校3年 2月	高校3年 3月
	10月 生まれ	大学1年 4月	大学1年 5月					10月					
	11月 生まれ			大学1年 6月	大学1年 7月				11月				
	12月 生まれ					大学1年 8月	大学1年 9月			12月			
	1月 生まれ							大学1年 10月	大学1年 11月		1月		
	2月 生まれ									大学1年 12月	大学1年 1月	2月	
	3月 生まれ											大学1年 2月	3月

(※2)4月1日生まれは3月生まれに含みます。

※   は大学入学後のお支払いとなります。

※   の誕生日と契約月が同じ場合は、下記ようになります。

- 誕生日が契約日と同日または契約日より前の場合：高校3年の誕生日(契約月)
- 誕生日が契約日より後の場合：大学1年の誕生日(契約月)

補足

「出生前加入特則」を付加した場合、被保険者となるお子さまの契約日における契約年齢は0歳となり、以後1年経過するごとに1歳加算されます。そのため、学資年金支払開始年齢が「18歳」のご契約の学資年金支払開始日は、契約日より18年経過した後の契約応当日となります。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

## 04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶ 解約払戻金について、詳しくは [しおり](#) [解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	「アフラックの夢みることもの学資保険」には、 <b>契約者配当金がありません。</b>
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学資年金支払開始日前に解約された場合、<b>解約払戻金はありますが、ほとんどの場合、お申込みいただいた保険料全額は戻りません。</b></li> <li>• 特に、ご契約から短期間で解約された場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、解約払戻金額は契約時の契約者・被保険者(お子さま)の年齢や保険料の払込年数などにより異なります。</li> </ul>

## 05 保険料の払込方法

●保険料は下記の条件で決まります。

保険料払込免除特則付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)</li> <li>・被保険者(お子さま)の契約日における満年齢(1年未満は切捨)</li> </ul>
保険料払込免除特則なし	被保険者(お子さま)の契約日における満年齢(1年未満は切捨)

●具体的な保険料については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。

▶▶保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険料払込期間など)** **P.03** をご確認ください。

### 払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

※保険料の**払込経路** **用語** によっては払込方法が限定される場合があります。

## 06 保険料払込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路により異なります。

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.13** をご確認ください。

### 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

#### 個別取扱(月払)

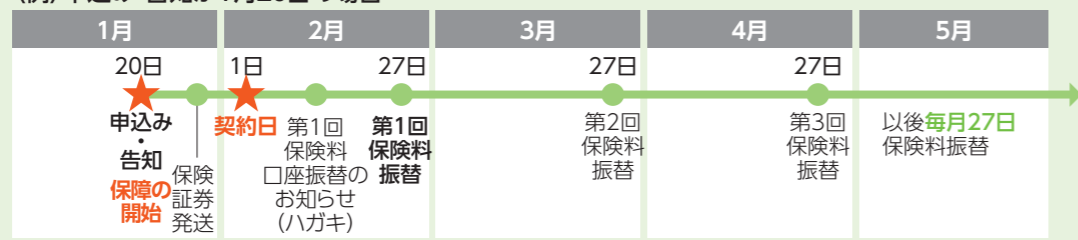
★**契約日**：申込みおよび告知が**ともに完了した日**(\*)の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始**：申込みおよび告知が**ともに完了した時**(\*)

(\*)申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

#### 1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



#### 2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



**用語**

●「**払込経路**」とは  
保険料を払い込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」がある

**補足**

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。  
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

### 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

#### 個別取扱(月払)

##### 1 第1回目の保険料から口座振替の場合

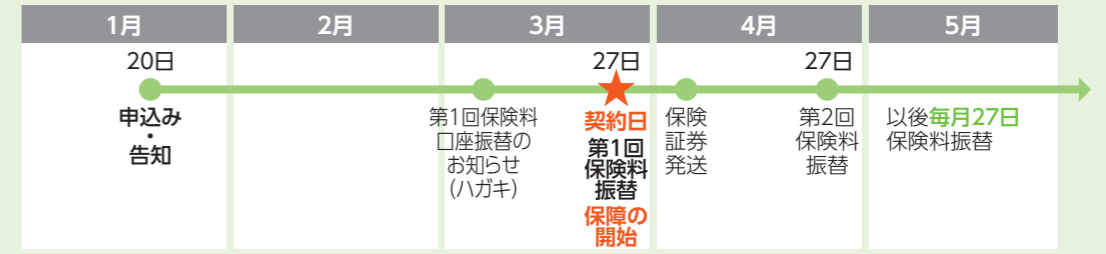
★**契約日**(\*)：申込み・告知と第1回保険料振替が**ともに完了した日**(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始**(\*)：申込み・告知および第1回保険料振替が**ともに完了した時**

(\*)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります。(この日の満年齢で保険料が決まります)

(\*)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、保障の開始は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



##### 2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の属する月の翌月1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始**：申込み・告知および第1回保険料払込みが**ともに完了した時**

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



**補足**

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。  
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

## 07 保険料に関する留意事項

### 累計払込保険料について

契約時の年齢や保険料払込期間などによっては、受取総額・解約払戻金が累計払込保険料を下回る場合があります。

### 保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払いいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは **しおり** 保険料の前納 をご確認ください。

## 08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者(お子さま)との続柄は、被保険者の父・母・3親等内の親族、または被保険者を扶養する方となります。
- お申込みにあたって、医師による診査は必要ありません。
- 「保険料払込免除特則」を付加しない場合は、契約者および被保険者(お子さま)による健康状態などの告知は不要です。
- 「保険料払込免除特則」を付加する場合は、つぎの点にご留意ください。
  - 契約者から健康状態などについて告知していただきます。健康状態や仕事の内容などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。
  - 契約者が現在入院中の場合、入院・手術をすすめられている場合はお申込みいただけません。

また、下記の限度のほか、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

正式名称	契約の限度
子ども保険 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の限度(1契約につき)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>最低基準学資金額：40万円(受取総額120万円コース)</li> <li>最高基準学資金額：500万円(受取総額1,500万円コース)</li> <li>基準学資金額単位：20万円(受取総額コースでは60万円単位)</li> </ul> </li> <li>● 基準学資金額を通算した限度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料払込免除特則なしの場合                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一被保険者(お子さま1人)につき、基準学資金額を通算して500万円まで</li> </ul> </li> <li>保険料払込免除特則付の場合                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一被保険者(お子さま1人)につき、基準学資金額を通算して500万円まで</li> <li>・同一契約者につき、基準学資金額を通算して500万円まで</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※「保険料払込免除特則」と「出生前加入特則」をあわせて付加する場合で、お子さま(胎児)の母親を契約者とするとともに、基準学資金額は60万円(受取総額180万円コース)まで</p>

### ● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、裏面に記載のアフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。  
▶▶ 詳しくは [注意喚起情報 P.17](#) をご確認ください。

# 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
  - 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 11
  - 05 一時金・年金などをお支払いできないことがあります。…………… 14
  - 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…………… 16 など

- ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関する**とりきめ**を詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

## もくじ

### ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合 …………… 10
- 02 告知義務 …………… 11
- 03 お申込みの撤回または解除 …………… 12
- 04 保障の開始 …………… 13

### 給付金・保険金、保険料など

- 05 お支払いできない場合 …………… 14
- 06 一時金・年金などのご請求 …………… 14
- 07 ご契約の無効および失効・復活 …………… 15

### ご契約の解約・乗換え・見直し

- 08 解約と解約払戻金 …………… 16
- 09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し …………… 16

### その他留意事項

- 10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 …………… 17
- 11 相談・照会・苦情の窓口 …………… 17

反社会的勢力に該当する場合

# 01 反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(\*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力(\*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(\*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(\*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

# 02 正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- 「アフラックの夢みるこどもの学資保険」は、「保険料払込免除特則」を付加した場合、契約者には健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、契約者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**契約者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「一時金・年金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**



## 「告知義務違反」がある場合、 ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、保険料のお払込みを免除する事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、一時金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除** **用語** の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、一時金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは  
保険期間の途中でご契約を消滅させること

# 03

お申込みの撤回または解除

## 所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、ご契約のお申込みの**撤回** 用語 またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
  - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合  
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
  - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合  
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日  
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

### 【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合  
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

**アフラックホームページ** <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホは  
こちらから



- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| ① 記入日                | ⑤ 契約者の住所・電話番号          |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名                |
| ③ 契約者の自署・フリガナ        | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日           | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可)   |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号  
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、  
お申込みの撤回等ができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

### 用語

- 「撤回」とは  
ご契約のお申込み後に、申込者にご契約のお申込みを取り下げること

保障の開始

# 04

## 申込日が保障の開始ではありません。

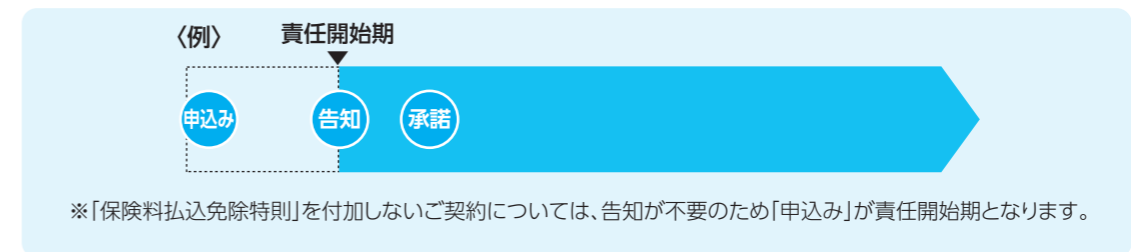
ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期」といいます。  
当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期」は、つぎのとおりです。

### 1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

#### 個別取扱

責任開始期：申込みおよび告知がともに完了した時(\*1)

(\*1) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。  
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。



### 2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

#### 個別取扱

責任開始期：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時(\*2)

(\*2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。



#### 補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

# 05

## お支払いできない場合

▶▶参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

# 一時金・年金などをお支払いできないことがあります。

- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、一時金・年金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 一時金・年金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または一時金・年金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合  
 〈例〉死亡給付金の場合、契約者の故意  
 上記以外にも、一時金・年金などをお支払いできないことがあります。  
 ▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

# 06

## 一時金・年金などのご請求

▶▶参照 [しおり](#) ご契約後について

# 一時金・年金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 一時金・年金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。一時金・年金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

インターネットの場合		お電話の場合
アフラックホームページ キーワードで検索 アフラック 給付金 検索		アフラック 保険金コンタクトセンター <b>0120-555-877</b> <a href="#">通話料無料</a> <オペレーターによる受付> 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 <24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き> 年中無休(24時間受付)
原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。		●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。
請求書類のお取寄せ <a href="#">パソコン</a> <a href="#">スマートフォン</a>	請求書類を郵送にてお取寄せいただけます。	
請求書類のダウンロード <a href="#">パソコン</a>	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。	
給付金デジタル請求サービス <a href="#">パソコン</a> <a href="#">スマートフォン</a>	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。	

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合はご連絡ください。

[用語](#)

- 「失効」とは  
 保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

- 支払事由については [契約概要 P.04](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 「保険料払込免除特則」を付加した場合で、契約者自身が保険料払込免除を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が契約者に代わって請求できます。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

[補足](#)

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。  
 お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

# 07

## ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

# 保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

### ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です)。

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は失効となります。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

### 自動振替貸付

- 猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付が可能なおしには、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料を立て替え(自動振替貸付)、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- 自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申し出ください。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料のお払込が困難な場合 をご確認ください。

### ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) ご契約の復活 をご確認ください。

解約と解約払戻金

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

# 08 解約払戻金の有無は 保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

▶▶詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

# 09 乗換えや見直しは、契約者にとって 不利益となることがあります。

## 「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**  
▶▶詳しくは **02 告知義務** (P.11) をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



### 健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

# 10 当社は「生命保険契約者保護機構」の 会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した一時金額・年金額などが削減されることがあります。**
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、契約時の一時金額・年金額などが削減されることがあります。  
▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☑ **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00  
※祝日・年末年始を除きます。  
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

相談・照会・苦情の窓口

# 11 お客様の相談・照会・苦情を お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 **0120-5555-95** 無料 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00  
[土曜日] 9:00～17:00  
※祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

# その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

## もくじ

- 01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ) ..... 20
- 02 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について ..... 20

## 01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

### プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

## 02 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について

### 取引時確認について

犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)により、ご契約時、契約内容変更時などには、運転免許証やパスポートなどの公的証明書などをご提示いただき、本人特定事項(氏名・住所・生年月日など)、職業または事業の内容などの確認を行っています。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ロンダリングに利用されたりすることの防止を目的としたものです。

なお、確認させていただいた内容に変更が生じる場合は、当社にご連絡ください。

### 「外国の重要な公的地位を有する者等」の確認について

保険契約者(法人契約の場合、その法人の実質的支配者)が「外国の重要な公的地位を有する者等」に該当する場合、上記の取引時確認に加え、別途確認事項がありますので、当社にご連絡ください。なお、「外国の重要な公的地位を有する者等」とは、以下の者をいいます。

1. 外国において、以下に該当する方または過去にこれらの者であった方
  - 外国の元首、日本国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
  - 日本国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
  - 日本国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - 日本国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
  - 日本国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
  - 中央銀行の役員
  - 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)